

日本・ノルウェー 男女共同参画ジョイントセミナー
Japan-Norway Joint Seminar on Gender Equality

2006年のノーラ – 女性がいかに社会を変えられるか

Nora in 2006 – Women's Challenges and Social Transformation

主催：内閣府男女共同参画局、ノルウェー王国子ども・平等省、ノルウェー王国大使館

協力：女性と仕事の未来館

**Cosponsors: The Royal Norwegian Ministry of Children and Equality
Gender Equality Bureau, Cabinet Office, Japan
The Royal Norwegian Embassy**

September 12, 2006

内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)

猪口 邦子

Kuniko INOBUCHI, Ph.D.

Minister of State for Gender Equality and Social Affairs

1. 男女共同参画社会とは

我が国では憲法において男女平等が規定されているが、これを実質的に実現し、男女が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成のための取組を推進するため、男女共同参画社会基本法が全会一致で可決・制定された。

【日本国憲法】

第14条 すべて国民は、**法の下に平等**であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、**差別されない**。(以下略)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、**夫婦が同等の権利を有することを基本として**、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、**個人の尊厳と両性の本質的平等**に立脚して、制定されなければならない。

【男女共同参画社会基本法】

・国会において全会一致で可決。1999(平成11)年6月23日公布・施行。

・男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(第2条)

(注)6月23日～29日までの1週間は「男女共同参画週間」

2. GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数) の国際比較

日本は80か国中43位ときわめて低位であり、先進国中最下位。多くの途上国よりも低くなっている。

(注) GEM:ジェンダー・エンパワーメント指数
(Gender Empowerment Measure)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

(備考) 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書」
(2005年)より作成。

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.928
2	デンマーク	0.880
3	スウェーデン	0.857
4	アイスランド	0.834
5	フィンランド	0.833
6	ベルギー	0.828
7	オーストラリア	0.826
8	オランダ	0.814
9	ドイツ	0.813
10	カナダ	0.807
11	スイス	0.705
12	米国	0.793
13	オーストリア	0.779
14	ニュージーランド	0.769
15	スペイン	0.745
16	アイルランド	0.724
17	バハマ	0.719
18	英国	0.716
19	コスタリカ	0.668
20	アルゼンチン	0.665
21	ポルトガル	0.656
22	シンガポール	0.654
23	トリニダード・トバゴ	0.650
24	イスラエル	0.622
25	バルバドス	0.615
26	リトアニア	0.614
27	ポーランド	0.612
28	ラトビア	0.606
29	ブルガリア	0.604
30	スロベニア	0.603
31	ナミビア	0.603
32	クロアチア	0.599
33	スロバキア	0.597
34	チェコ共和国	0.595
35	エストニア	0.595
36	ギリシャ	0.594
37	イタリア	0.589
38	メキシコ	0.583
39	キプロス	0.571
40	パナマ	0.563
41	マケドニア	0.555
42	タンザニア	0.538
43	日本	0.534
44	ハンガリー	0.528
45	ドミニカ共和国	0.527

3. 各分野における女性の参画状況

各分野において、女性の参画は着実に拡大しているものの、依然として、女性割合は低く、一層の取組を進める必要がある。

衆議院議員 ・ ・ 45人 / 480人、 9.4% (2006年4月)

・ 1.9% (1952年10月) 43人、 9.0% (2005年9月)
・ 188か国中、 132位 (列国議会同盟HPより試算、2006年)
・ ノルウェー：64人/169人、 37.9% (2005年9月)、 4位

参議院議員 ・ ・ 34人 / 242人、 14.0% (2005年10月)

・ 6.0% (1953年4月) 13.6% (2004年7月)

国の審議会等における委員 30.9% (2005年)

・ 2.6% (1975年)
・ 2006年4月、男女共同参画推進本部において、新たな目標を決定。
 委員：2020年までに男女いずれか一方が40%未満とならない。
 2010年度未までに、女性委員が33.3%。
・ 都道府県：29.8%、市(区)町村：24.8%(2005年)

地方議会議員 ・ ・ ・ ・ 8.8% (2005年)

管理的職業従事者 ・ ・ 10.1% (2005年)

・ 1.2% (1975年)
・ 都道府県議会：7.2%、市区議会：11.0%、町村議会：6.4% (2005年)

国家公務員管理職 ・ ・ 1.7% (2005年)

・ 米国：42.1%、ドイツ：35.2%、スウェーデン：31.8% (2004年)
・ ノルウェー：30%

司法分野 ・ ・ 裁判官：13.7%、弁護士：12.5%、
検察官：9.5% (2005年)

・ 142人 / 8,456人
・ 米国：23.1% (2001年)、フランス：19.3% (2001年)、
ドイツ：9.5% (1998年)

・ 裁判官：2.1%、弁護士：3.3%、検察官：1.0% (1977年)

研究者 ・ ・ ・ ・ ・ 11.9% (2005年)

・ 7.9% (1992年)
・ フランス：27.5%、イギリス：26.0%、ドイツ：15.5% (2000年)
・ ノルウェー：28.3% (2001年)

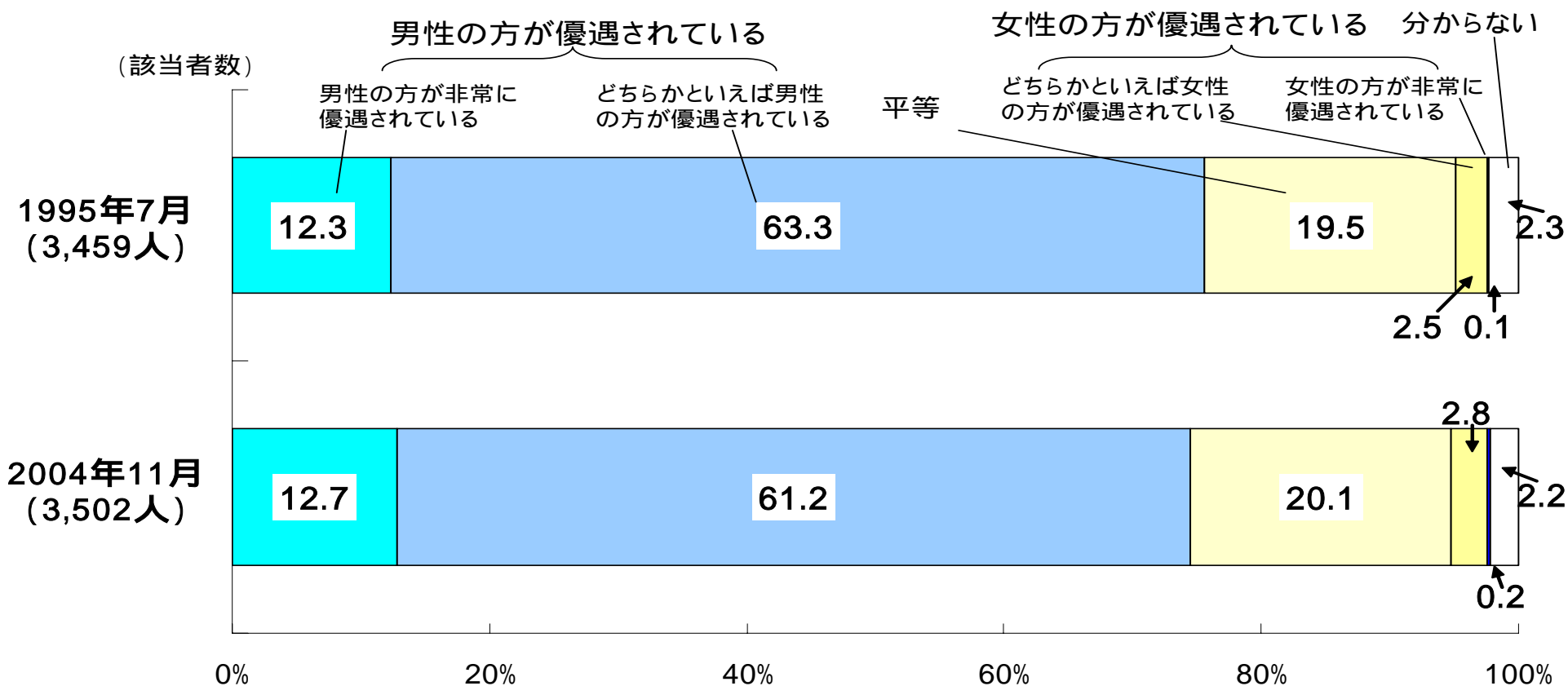
医師国家試験合格者 ・ ・ 33.7% (2005年)

・ 19.2% (1991年)

第1子の出産時に離職する女性の割合 ・ ・ 67.4% (2001年)

4. 国民社会における男女の地位の平等感

4人に3人が「男性の方が優遇されている」と考えている。この数字は、この10年間でほとんど変化していない。



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年11月)より作成。

5 . 政府の取組

男女共同参画基本法(1999(平成11)年)に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進している。

2000(平成12)年12月 **男女共同参画基本計画** 閣議決定

2005(平成17)年12月 **男女共同参画基本計画(第2次)** 閣議決定

- ・**2020年**までに、指導的地位に女性が占める割合が**少なくとも30%**になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・一旦家庭に入った**女性の再チャレンジ**(再就職、起業等)支援策を充実。

- ・**男女雇用機会均等**の推進。
- ・仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- ・新たな取組を必要とする分野(**科学技術、防災**(災害復興を含む)、**地域おこし・まちづくり・観光、環境**)における男女共同参画を推進。女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援

2006(平成18)年6月

男女雇用機会均等法を改正

- ・男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象等



男女共同参画会議(平成17年12月新計画答申時)

6. 東アジア男女共同参画担当大臣会合

< 会議の概要 >

- 開催日: 2006年6月30日・7月1日
- 場所: 日本(東京)
- 参加国: 東アジア16カ国・2機関
- 議長: 猪口邦子 内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)
- 特徴: (1)初の東アジア男女共同参画担当大臣会合。
(2)呼びかけた全16カ国・2国際機関のうち14の国・機関から大臣クラスが参加。
(3)成果文書として、「東京閣僚共同コミュニケ」を全会一致で採択。
(4)国連等主要国際機関にコミュニケを伝達する責務を議長国に託す。

中国, 韓国, ASEAN10カ国(インドネシア, マレーシア, フィリピン, シンガポール, タイ, ブルネイ, ベトナムラオス, ミャンマー, カンボジア), オーストラリア, ニュージーランド, インド, 日本, UNESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会), UNDP(国連開発計画)

< 東京閣僚共同コミュニケのポイント >

- 東アジアのジェンダー平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩。
- ベストプラクティスの共有、ワーク・ライフ・バランスの重要性等に合意。
- 女性とジェンダーのための国内本部機構の強化、女性のあらゆるレベルでの意思決定過程への参画とリーダーシップの推進、ジェンダー統計、ジェンダー分析、ジェンダーに敏感な予算(gender-sensitive budgeting)に関する機能強化等の必要性に合意。
- 人身取引、女性に対する暴力、HIV/AIDS、自然災害等の域内の新たな課題へ協力して取り組む。
- ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた東アジア域内の連携が良い模範となり、国際社会に発信されるよう努力。
- 今回の会合の成功に促され、本閣僚会合の年次開催するプロセスの立ち上げを決定。
- 第2回会合をインド(2007年)、第3回会合を韓国(2008年)で開催することを決定。

東アジア男女共同参画担当大臣会合

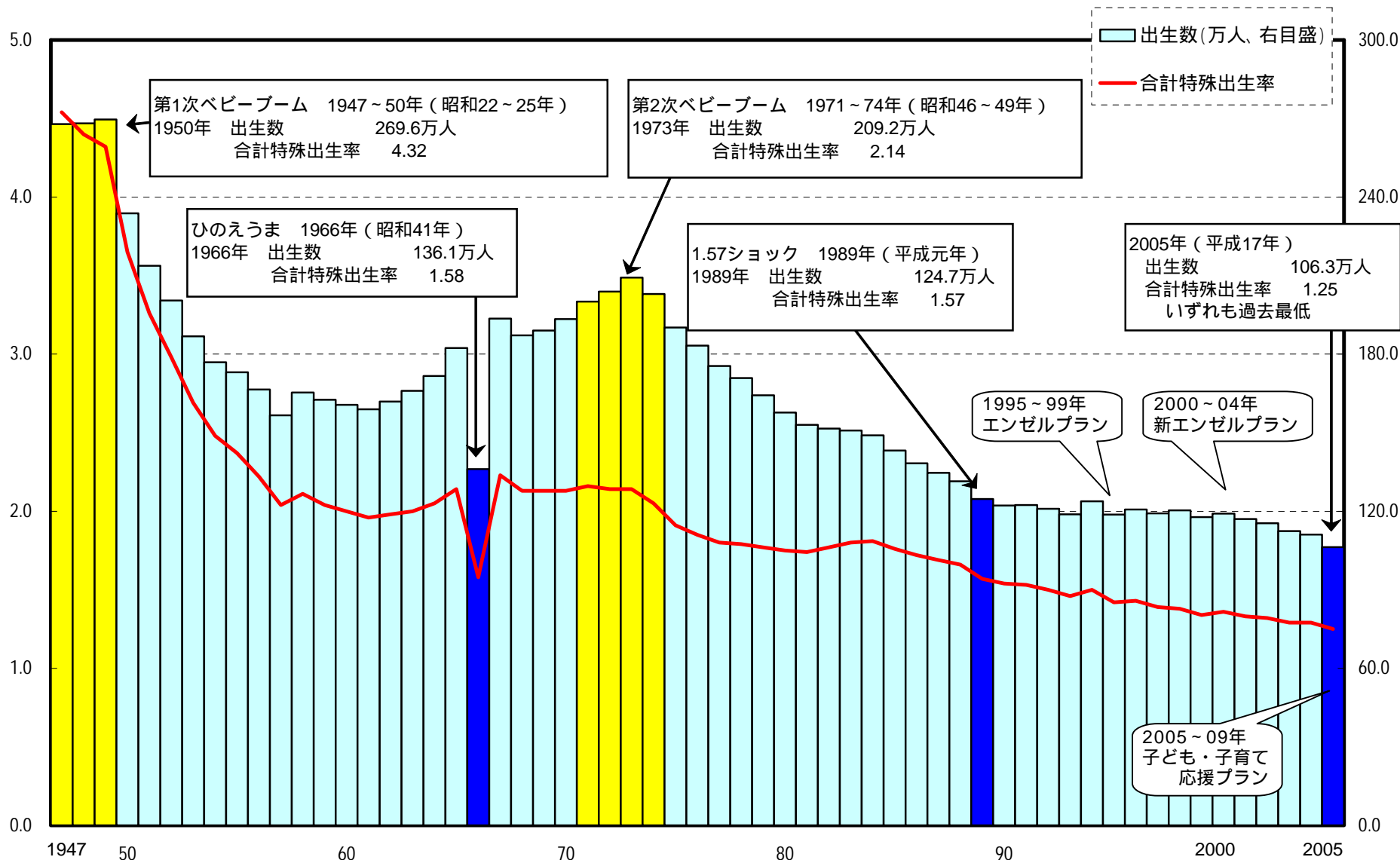


16カ国・2機関の代表

(オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、UNDP、UNESCAP)

7. 出生数及び合計特殊出生率の推移

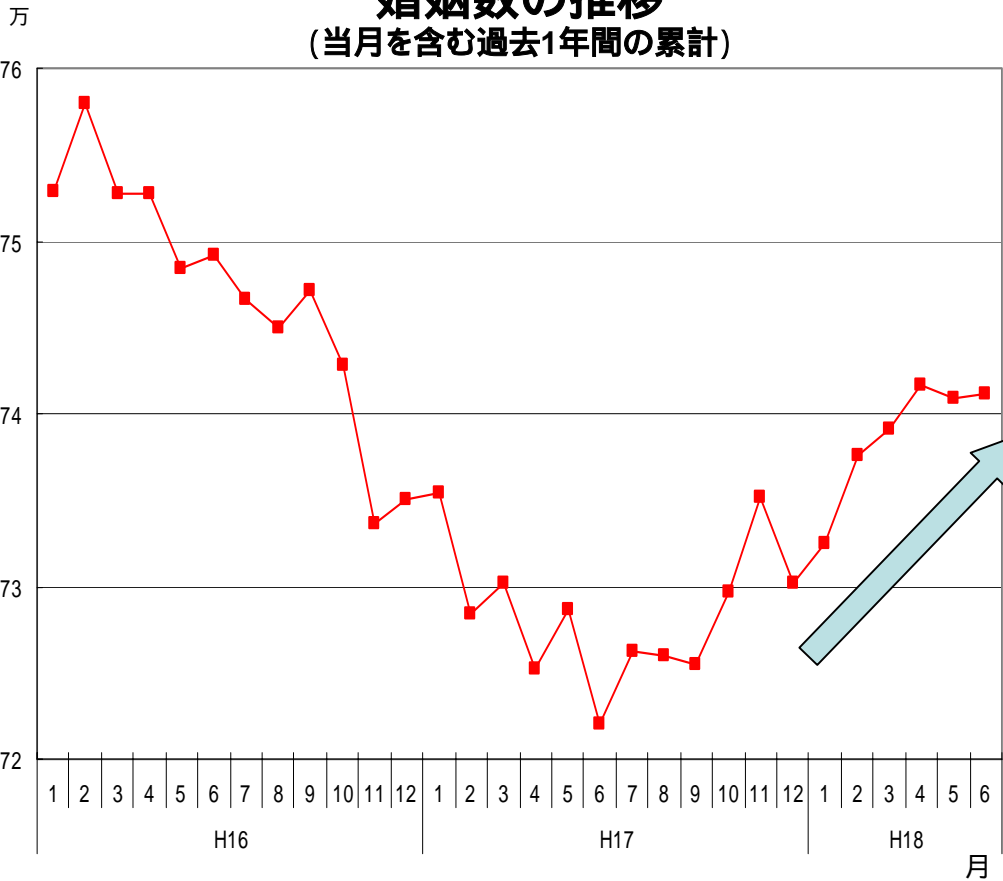
現在、我が国においては急速に少子化が進行。
 第2次ベビーブーム以降、30年間にわたって出生率、出生数ともに低下している。
 2005年の合計特殊出生率は1.25、出生数は106.3万人と過去最低。



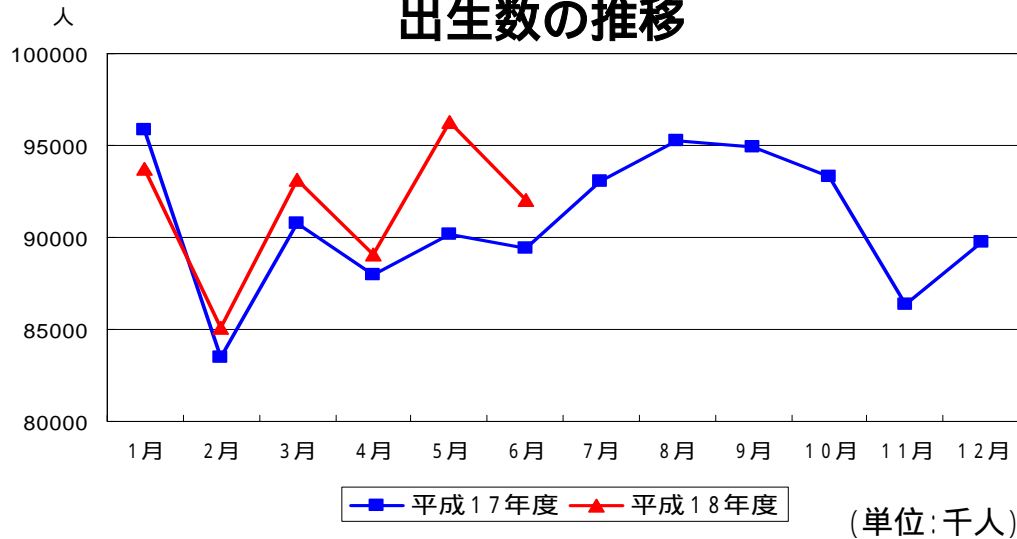
8. 出生、婚姻の速報値

本年の出生、婚姻の状況を見ると、6月時点で出生数は対前年比で1万1600人増、婚姻数は1万1千件増となっている。
 (2005年10月の第3次小泉改造内閣の発足により、専任の少子化対策担当大臣を設置。2005年12月より全国10ブロック大臣行脚開始)

婚姻数の推移
 (当月を含む過去1年間の累計)



出生数の推移



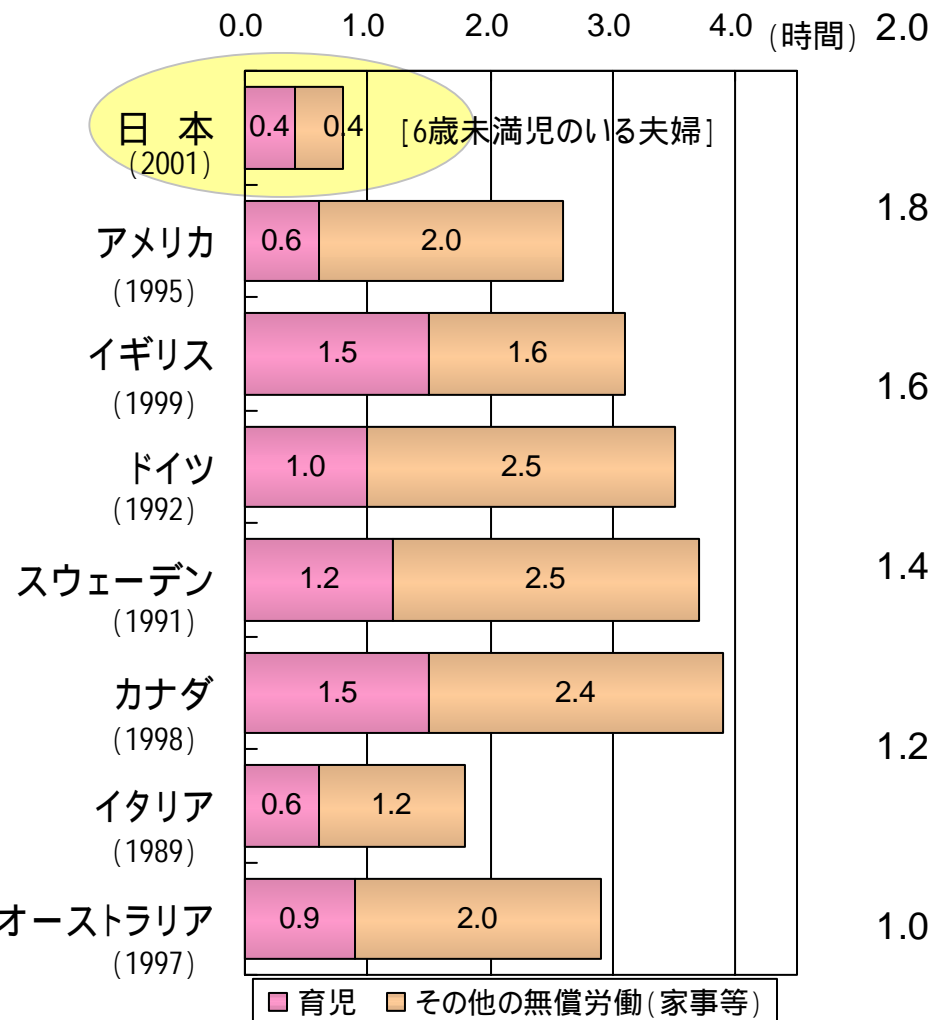
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1~6月累計
平成18年	93.7	85.1	93.1	89.0	96.2	92.0	549.3
平成17年	95.8	83.5	90.7	88.0	90.1	89.4	537.6
対前年同月差	2.1	1.6	2.4	1.0	6.1	2.6	<u>11.6</u>

資料:人口動態統計速報

9. 男性の家事・育児時間

我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準。
男性の家事・育児時間割合が低いと出生率も低い傾向。

5歳未満児のいる夫婦の夫の育児、家事時間



先進諸国の男性の家事・育児時間割合と出生率
(有償労働と無償労働の合計時間と無償労働時間の割合)



(1) 子育て支援策

新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

出産育児一時金の支払い手続の改善
 妊娠中の健診費用軽減
 不妊治療の公的助成の拡大
 妊娠初期の休暇などの徹底・充実
産科医等の確保等産科医療システムの充実
 児童手当制度における乳幼児加算の創設
 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

未就学期(小学校入学前まで)

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
 待機児童ゼロ作戦の更なる推進
 病児・病後時保育、障害児保育等の拡充
小児医療システムの充実
 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
 育児休業や短時間勤務の充実・普及
 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
 子どもの事故防止策の推進
 就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」(仮称)の推進
 スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

中学生・高校生・大学生期

奨学金の充実等
 学生ベビーシッター等の推奨

(2) 働き方の改革

若者の就労支援
 パートタイム労働者の均衡処遇の推進
 女性の継続就労・再就職支援
 企業の子育て支援の取組の推進
 長時間労働の是正等の働き方の見直し
 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

(3) その他の重要な施策

子育てを支援する税制等を検討
 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
 地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
 母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
 食育の推進
 家族用住宅、三世代同居・近居の支援
 結婚相談等に関する認証制度の創設

国民運動の推進

(1) 家族・地域の絆を再生する国民運動

「家族の日」や「家族の週間」の制定
 家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催
 働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

(2) 社会全体で子どもや生命を大切にする運動

マタニティマークの広報・普及
 有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供
 生命や家族の大切さについての理解の促進

ご清聴ありがとうございました。

Thank you very much.

If you have comments and questions, please feel free to contact the Minister's Office.

ご意見・ご要望をお聞かせください。

内閣府男女共同参画局総務課

Tel. 03-3581-2109

Fax. 03-3581-9566

ホームページ <http://www.gender.go.jp>